

○帯広市図書館条例

昭和38年4月1日条例第8号

改正の沿革 昭和43年7月1日条例第35号、昭和45年4月1日条例第28号、平成17年3月28日条例第9号

平成24年3月27日条例第16号

(設置)

第1条 本市に図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づく帯広市図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

2 図書館の位置は、次のとおりとする。

帯広市西2条南14丁目3番地1

(目的)

第2条 図書館は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究及び、レクリエーション等市民の教育、文化の発展に寄与することを目的とする。

(職員)

第3条 図書館に館長及び必要な職員をおく。

(協議会)

第4条 図書館に、法第14条の規定による帯広市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会委員の任命は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から行うものとする。

3 協議会委員の定数は7名とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任事項)

第7条 この条例の実施に必要な事項は、帯広市教育委員会が別に定める。

※ 附則については、省略